

第117回 統計委員会・第87回 基本計画部会（合同開催） 議事概要

1 日 時 平成29年12月19日（火）10:30～12:10

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局本部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

野田総務大臣

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第102号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- (2) 諮問第107号の答申「法人土地・建物基本調査の変更について」
- (3) 諮問第108号の答申「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 諮問第111号「漁業センサスの変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) 部会の審議状況について
- (7) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第102号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」  
「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更」については、原案のとおり、採

択された。

(2) 諮問第107号の答申「法人土地・建物基本調査の変更について」

西郷サービス統計・企業統計部会長から資料2-1から2-3に基づき、法人土地・建物基本調査に係る部会の答申(案)及び審議を踏まえた部会長メモについて説明が行われ、答申案は原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・部会審議では、土地単位のパネルデータの具体的な作成方法についても議論があったのか。また、資料2-3の部会長メモで示されたとおり、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための検証・検討は、次期基本計画の本文にも記載されている事項であり、今後、統計委員会で対応していただきたい。
- ・土地単位のパネルデータの作成方法については、技術的に難しいことは確認したが、具体的な作成方法の議論まで至らなかった。
- ・統計委員会として、予算を確保してパイロット的な調査研究を実施しているので、来年度以降、その一環として実施を考えたい。
- ・我が国の土地統計の整備に関する課題は非常に大きなものであり、統計委員会だけで対応できるものではない。そこでまずは、パイロット的な調査研究の中で関係府省、特に国土交通省との意見交換を行い、課題解決のための体制を整えることを通じて、統計委員会の司令塔機能の発揮という部会長の指摘に沿う形としたい。
- ・全国市長会や民間研究機関においても、関係府省と同様、所有者不明土地は大きな課題になっている。パイロット的な調査研究を実施することにより、法人以外の土地の所有状況の把握のみならず、府省を超えた所有者登記の適切な整備に資する調査のあり方が提案され、所有権不明土地の解決のヒントになることを期待する。
- ・研究の推進に当たっては、関係府省や地方自治体にも御協力いただき、進めていきたい。
- ・研究は、部会長メモにあるとおり、不動産登記情報、不動産価格情報や地理情報システム(GIS)などを総合的に活用し、検討したいので、関係府省や地方自治体のみならず、民間団体との連携も進めていきたい。非常に大きな課題であり、各方面における御理解と御協力が必要と考えている。

(3) 諮問第108号の答申「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」

北村匿名データ部会長から資料3-1に基づき、住宅・土地統計調査の匿名データ作成に係る部会の答申案の説明が行われ、答申案は原案のとおり採択された。

#### (4) 諮問第111号「漁業センサスの変更について」

事務局（統計審査官室）から資料4-1、4-2に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・今回、漁業センサスに導入予定のプレプリントについては、報告者の記入負担の軽減に非常に役立つことから、他の統計調査でもできるだけ導入すれば良いのではないかと。また、オンライン調査については、非常に利便性が高い一方で、紙による調査の方が報告者の負担の軽減となる場合もある。特に漁業センサスについては、常時インターネットが利用できる環境にない報告者もいると考えられるので、そうした実態に合わせたシステム上の工夫やスマートフォンなどのモバイル端末の利用について検討してほしい。
- モバイル端末を利用したオンライン調査については、世帯系の調査を中心に徐々に導入されているので、漁業センサスにおいても活用の余地があるのか検討していきたい。
- プレプリントについては、重要な御指摘であり、他の統計調査においてもどの程度の導入が可能なのか統計委員会としても検討していきたい。

#### (5) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料4-3、4-4に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

#### (6) 部会の審議状況について

##### 《人口社会統計部会報告》

白波瀬人口・社会統計部会長から資料5-1に基づき、住宅・土地統計調査に係る部会（第85回）の審議状況について報告された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・「前住居の所在地」を削除する理由の一つとして、国勢調査との役割分担を挙げているが、国勢調査では、10年ごとの大規模調査年に「5年前の住居の所在地」を調査している。
- 平成27年国勢調査は簡易調査年に当たり、本来は「5年前の住居の所在地」を調査する年ではないが、平成23年に東日本大震災があったことから特別に調査したものであり、将来的に、5年ごとに調査するかは決まっていないので、必ずしも国勢調査で代替可能とは言えないのではないかと。この点について部会で審議したのか。

→空き家が重要な政策課題となっている中で、全体の調査事項のバランスを考慮しつつ、本事項の扱いを検討している。御指摘のとおり国勢調査で完全に代替することはできない。また、住居形態の変動と人の移動を同時に捉えることは重要である。部会では、こうした点を踏まえて、本調査の意義や位置付けを審議した。次回の部会では、本事項を完全に削除するのではなく、ロングフォーム（調査票乙）で継続して把握できないか審議する。

- ・住居形態と人の移動は本質的に異なる。今までは、日本全体の住宅政策が進められているが、今後は、地方の多様性に合わせた住宅政策を考える必要があり、その際に、「前住居の所在地」は重要な情報である。また、アメリカでは、大きなショックが起こったときに、人の移動に対して、住居の保有形態が非常に大きな影響を与えていることがデータで明らかになっている。こうした分析が我が国で唯一可能な本事項の扱いについて、慎重に検討してほしい。

#### 《産業統計部会報告》

川崎産業統計部会長から資料5-2に基づき、薬事工業生産動態統計調査の変更に係る部会（第70回）の審議状況について報告された。

#### 《匿名データ部会報告》

北村匿名データ部会長から資料5-3に基づき、国民生活基礎調査に係る匿名データの作成に係る部会（第24回）の審議状況について報告された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・匿名データを審議していると調査設計にまで議論が及ぶことがある。この国民生活基礎調査は集落抽出によっており、調査区を単純無作為抽出しているが、調査区を確率比例抽出するほうが精度が向上するのではないのかと思う。このような変更をすれば、匿名データの作成でも工夫の余地が出てくる。調査方法を急転回することは必ずしも容易ではないだろうが、統計委員会として、何らかの形で取り扱ってほしい。

→調査実施部局としては、歴史的な経緯もあるものと思っているが、相談させていただきたい。

#### 《国民経済計算体系的整備部会報告》

中村部会長代理から資料5-4に基づき、SUTータスクフォースの審議状況について報告された。

(7) その他

統計改革の一環として内閣府が進めている医療関係の研究について、統計委員会として今後の審議の参考にするため、内閣府経済社会総合研究所から、資料6に基づき、「医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について」説明を受け、意見交換を行った。

主な質疑は以下のとおり。

・医療の質をどう測るかについてはかなり難しいと思われるが、例えばレセプトデータを分析しながら医療行為について成果を測るとなると、データは個票になると思う。その使用可能性について教えてほしい。また、分析により治療行為のアウトカムが分かると思われるが、それは統計としての利用だけなのか、医療の質の向上など国民全体のために利用可能なのか、教えてもらいたい。

→レセプトデータについては、かなり豊富な情報量があると認識しており、厚生労働省も2009年以降のデータについては、ナショナルデータベースとして提供している。今後、内閣府が厚生労働省に利用申請し、認められれば、データを使用できるという段取りになる。また、レセプトデータについてのアウトカムをどう測るかについては、まずは死亡率と転帰についての情報が提供されれば、少なくとも死亡率は把握可能と考えている。

→スケジュールとの関係上、データ量が非常に大きくクリーニングにも手間を要するため、予定どおり進めていくには、できるだけ迅速に手続をしてもらって、データ提供をスムーズに進めてもらう必要がある。関係府省におかれては御協力お願いしたい。また、検討スケジュールはタイトであるので、ある時点で詳細な方針を決定する必要があることから、その際はできるだけ早く統計委員会に報告していただきたい。

次回の統計委員会は、1月18日（木）午前10時から開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>